

インド知財の現状と課題

Intellectual Property in India: Current Status and Issues

澤井 智 毅*

Tomoki SAWAI

今浦 陽 恵**

Akiyoshi IMAURA

抄録 インドでは、急激な経済成長に併せ、今世紀に入り、指数関数的に特許出願受理件数が増加している。本年 8 月 1 日に日印経済連携協定が発効し、両国間の経済活動の一層の促進が期待される中、インドにおける知財保護強化に向けた、我が国及びインド独自の取組の現状について、紹介する。

1. はじめに

BRICs という言葉は、2001 年に投資銀行ゴールドマン・サックスのジム・オニール氏が「Building Better Global Economic BRICs」という投資家向けレポートで初めて用いた造語である。そのレポートが出された当時、インドの名目 GDP は、我が国のその僅か十分の一に過ぎず、懐疑的な見解も強くあった。しかしながら、インドが 2000 年代に年平均 6.6%の経済成長を遂げ、世界第 10 位の名目 GDP を有するに到った今、この国が世界経済を牽引していく新興国の一角であることを疑う者はもはや誰一人いないだろう（次頁図 1 参照）。世界的に有名な経済学者であるオランダ・フローニンゲン大学の故アンガス・マディソン名誉教授が 2008 年に公表した推計¹によると、この後も成長を続け、2030 年には、日本や欧州の主要国を抑え、世界の GDP の 10.4%をインドが担うまでになることが予想されている。また、OECD が 2010 年に公表した分析²によると、今後アジアにおける中間層の消費額が増加する中、2020 年代の内に、インドにおける中間層の消費額が中国を抜いて世界最大となる

ことが予想されている（次頁図 2 参照）。

このように急激な経済成長を遂げ、購買層を増やすことで、世界の工場・市場へと発展していくインドに対して、日本企業の関心も近年急速に高まっており、インド進出企業数は 5 年前の 2.7 倍となっているとの調査結果³もある。一方、日本とインドの間の貿易は、中国や欧米に大幅に出遅れており、近年は地理的・産業構造的に我が国と競合する韓国にも劣後しているのが実態である（次々頁図 3 参照）。

この巨大な市場を取り込んでいくためには、官民を挙げた取組の強化が不可欠であり、本稿では、インドの現状と課題について、特に知的財産分野の観点から述べていきたい。

* 特許庁総務部国際課 課長
Director for the International Affairs Division,
General Affairs Department, Japan Patent Office

** 特許庁総務部国際課 課長補佐
Deputy Director, International Affairs Division,
General Affairs Department, Japan Patent Office

2. インドの知的財産保護の現状

インドの知的財産について話をすると、我が国の知財ユーザーからは、「インドでは権利を取得しても適切な知的財産保護がなされないのではないか。」「インドでは、裁判に100年もかかり、権利を取得しても意味がないと聞いている。」といった、インド自身の体制の不備を懸念する声が多数出てくる。

それでは、インドは、世界の知財ユーザーから、「特許権を取得する意味はない」として見放され、知財ポートフォリオの対象から除外されているのであろうか。インド特許意匠商標総局が公表しているアニュアルレポートをみると、実態はその正反対であることが分かる。すなわち、上記我が国ユーザーの声の多くは誤解に基づくものと言わ

図1：BRICsの実質経済成長率の推移（2000-2010年）

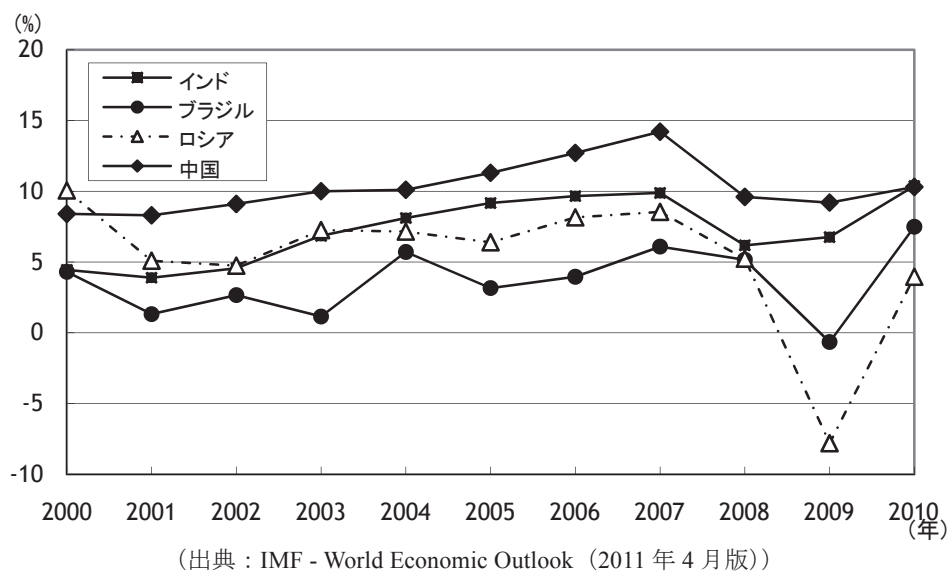
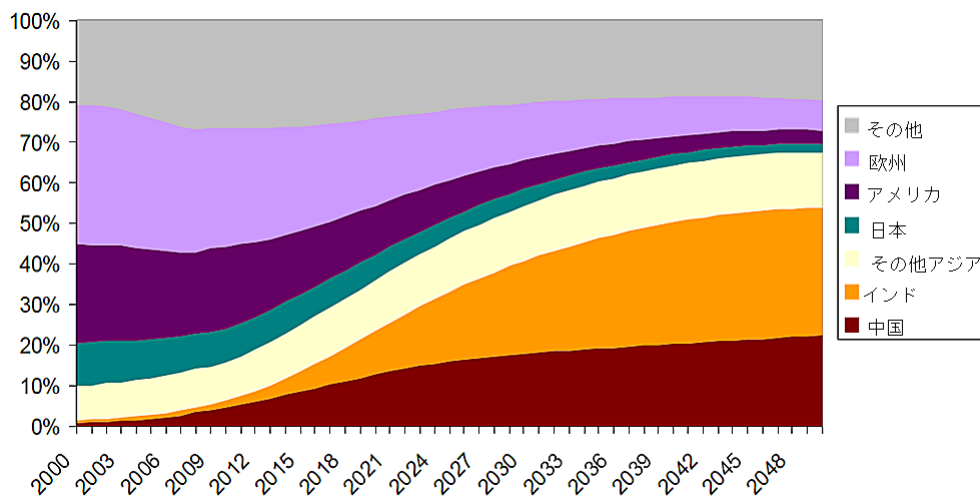


図2：中間層による消費額の地域別割合（2000-2050年）



ざるを得ない。

インドにおける特許出願受理件数は、2000年度は8503件にとどまっていたが、経済成長に併せて近年急増している（図4参照）。2009年度は、リーマンショックにより、出願件数を減らしたが、インドが今後も高い経済成長率を維持することは確

実視されており、インドにおいて当面出願増の傾向が続くことはまず疑いの余地がないであろう。

このことは、1990年代以降、経済成長に併せて急速に特許出願件数を増加させた中国の状況と極めて類似している。そこで、名目GDP及び特許出願件数が、それぞれほぼ同等である、2009年度の

図3：インドの輸入相手国別輸入額

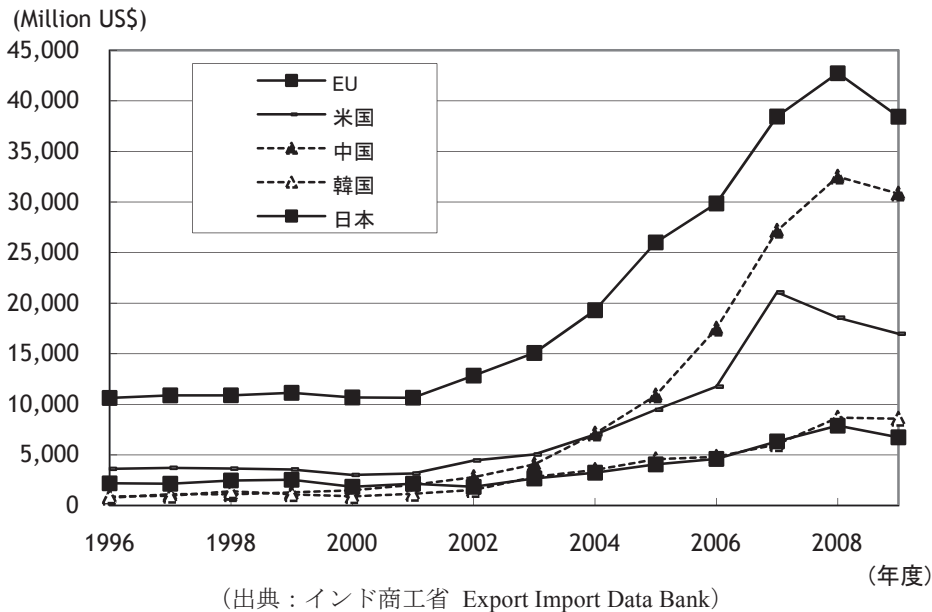
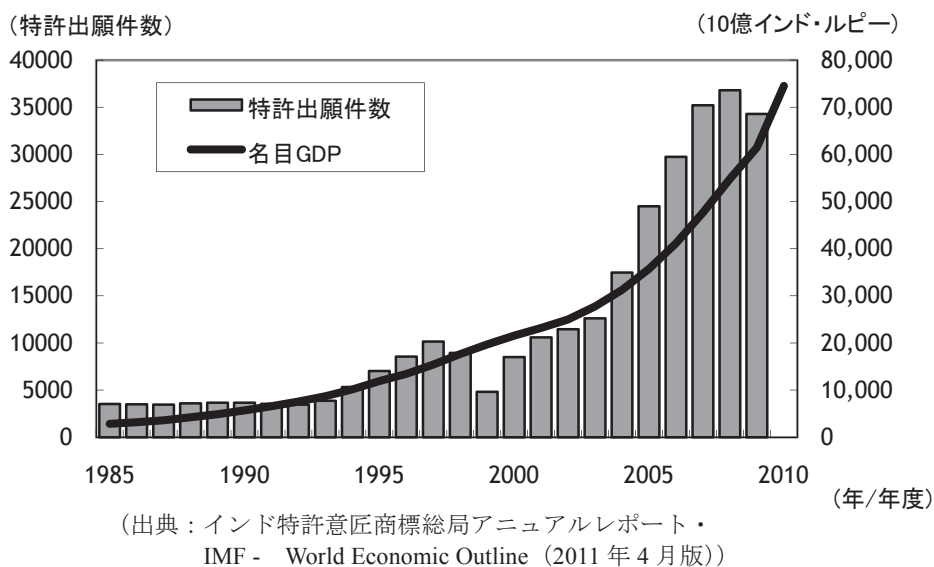


図4：インドの特許出願受理件数と名目GDP



インドの統計と、1999年の中国の統計とを比較してみると、その内訳においては、顕著な違いが見られる。それは、両者の出願総数はほぼ同等であるものの、当時の中国への出願の4割強が国内からの出願であったのに対し、今日のインドへの出願の8割弱を国外からの出願が占めている点である。このことは、外国企業のインド市場への関心の高さを示すものであるが、それにもかかわらず、日本からインドへの出願は、2009年度で3040件にとどまっている。この数値は、米国(9154件)、EU(8725件)からの出願と比較しても圧倒的に少なく、1999年当時の中国への日本からの出願件数(6607件)と比較しても、半数にも満たない。

その結果として、2009年度の特許出願件数の外国出願人トップ10には、日本企業は1社が入るにとどまっている。さらに、2009年度の特許付与件数に到っては、日本企業は上位10権利者には1社もない。それに対して、韓国企業が2社、インド国内からも3社が食い込むなど、欧米企業に限らず、韓国企業やインド国内の研究機関や企業も、我が国企業の有効な競合相手としてインドでの知財活動を活発化させている点にも、留意が必要である。

2007年に特許庁が公表した知財戦略事例集に、出願対象国を「7~10年後の市場規模予測で評価」

するという欧米企業の意見があるとおり、特許出願・権利取得は、その権利期間が出願から最大で20年が保証されていることを考えれば、市場の拡大に先んじて行う必要がある。図4からも、その傾向は見て取れるが、現時点では、我が国知財ユーザーの対インド対策は欧米企業の後塵を拝していると言わざるを得ない。消費大国・インドに大きなビジネス・チャンスがあり、欧米や中韓をはじめとする各国企業から高い投資意欲を集める中、日本企業は、知的財産を含めた包括的な対インド対策を早急に強化していく必要があるのではないだろうか。なお、こうした日本企業の後進的な状況はASEAN諸国に対しても顕著に見られることを付言する。

3. 日本政府・特許庁の取組

それでは、インドに対する政府・特許庁側の取組がどうなっているのかについて、説明をしたい。

特許庁としては、これまでもインドを含む途上国の能力構築支援として、研修生の受入れや、現地への専門家派遣等を積極的に行ってきた。とりわけインドに対しては、2009年度から特許審査実践研修という3ヶ月間にわたる特許審査実務能力の向上に特化した実践的な研修を開始しており、これまでに計6名のインドの審査管理官・審

表1：インド(2009年度)と中国(1999, 2009年)との比較

	名目 GDP (Billon US\$)	特許出願受理件数					
		総数	国内	国外	日本	米国	EU
インド(2009年度)	1269	34287	7262	27025	3040	9154	8725
中国(1999年)	1083	36694	15598	21096	6607	6146	5730
中国(2009年)	4991	314573	229096	85477	30293	21799	21635

(出典：各国アニュアルレポート)

表 2 : 2009 年度出願件数 外国出願人トップ 10

順位	組織名	出願件数
1	クアルコム (米)	852
2	コーニンクレッカフィリップス エレクトロニクス (オランダ)	725
3	ソニー株式会社 (日)	296
4	ノキア (フィンランド)	267
5	ロバート・ボッシュ (独)	244
6	テレフォナクティボラーゲ LM エリクソン (スウェーデン)	242
7	シーメンス アクチエンゲゼルシャフト (独)	234
8	BASF (独)	222
9	マイクロソフト (米)	220
10	ノバルティス (スイス)	203

表 3 : 2009 年度特許付与件数 権利者トップ 10

順位	組織名	付与件数
1	クアルコム (米)	230
2	科学工業研究委員会 (CSIR) (印)	144
3	ヒンドウスタン・ユニリーバ (印)	103
4	サムソン電機 (韓国)	79
5	バーラト重電機 (印)	67
6	BASF アクチエンゲゼルシャフト (独)	66
7	シーメンス アクチエンゲゼルシャフト (独)	65
8	トムソン ライセンシング (仏)	62
9	モトローラ (米)	52
10	コーニンクレッカフィリップスエレクトロニクス (オランダ)	49
10	LG エレクトロニクス (韓国)	49

表 4 : 2009 年度技術分野別特許出願件数

技術分野	化学	医薬	食品	電気	機械	コンピュータ /電子工学	生命工学	一般	その他	合計
出願件数	6014	3070	276	2376	6775	7646	1303	885	5942	34287

(表 2-4 の出典 : インド アニュアルレポートから特許庁作成)

査官を受入れ、2011年度についても3名を受け入れている。また、2010年には、対途上国相手としては初となる日印審査官協議を開始し、昨年10月に共著者（今浦）を含む特許審査官2名をムンバイに派遣した。同協議においては、コンピュータ・プログラムや医学診断に係る発明についての特許保護の可能性や、新規性・進歩性や記載要件といった特許審査実務について、実際の案件を用いて議論することで、両国の運用の現状を確認し、相互理解を深めることに努めた。こうした形で、特許庁はインドの知財保護について、その制度・運用の強化を支援している。

こういった取組に加え、本年に入り、両国の間では知財に関わる重要な合意がなされている。以下では、そのことについて触れたい。

＜日印包括的経済連携協定＞

両国間での重要な合意として、まず挙げられるのは、産業界にも大きな影響を与える両国間の経済連携協定の締結である。同協定は、2006年12月にマンモハン・シン印首相と安倍総理（当時）との首脳会談で、交渉開始が合意されて以降、計14回に渡る交渉会合を経て、2011年8月1日に発効した。インドは、中国、日本に次ぐアジア第3位の経済規模を有する国であって、同協定の締結により、ビジネス・チャンスの更なる拡大とともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日インド関係全体の緊密化が期待される。本協定は、物品の関税の撤廃・削減やサービス貿易の自由化のみならず、自然人の移動、投資、知的財産、政府調達、競争、ビジネス環境の整備、協力等の幅広い分野を対象とする包括的な内容となっている。

知的財産については、インドがこれまでに日本以外の国と締結した経済連携協定においては、TRIPS協定の遵守を規定したものや、協力につい

てのみ規定したものであり、TRIPS協定を超える水準の規定が設けられたものは皆無であった。一方、我が国は、知的財産を経済連携協定の範疇に含め、各国の知的財産保護水準の向上のために積極的に活用するという姿勢で一貫して挑んでいる。したがって、こういった両国の立場の違いから、知的財産章に関しては、交渉終盤まで緊迫した議論が繰り広げられた。

最終的には、知的財産章として、同協定の第102条から第109条の計8条について合意に到り、知的財産に関する行政上の手続の簡素化に資する規定を定めるとともに、特許、商標等の知的財産の保護に関し、TRIPS協定の保護水準を上回る規定を定めることとなった。これらの規定により、我が国のユーザーの保有する知的財産がインドにおいて効果的に保護されることが期待される。

知的財産章の概要は、以下のとおり。

①知的財産関連手続の簡素化

(ア) 優先権証明書の翻訳認証の原則禁止（第103条第2項）

翻訳の正確性に合理的な疑義を有する場合を除き、優先権主張の基礎となる先の出願の翻訳文についての認証を要求することを禁止。

(イ) 出願日認定条件の緩和（第103条第3項）

出願日認定のための条件として、委任状を出願と同時に提出することを要求することを禁止。

②知的財産の保護強化

(ア) 特許審査におけるコンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性の確保（第105条第1項）

コンピュータ・プログラムを他のものとともに含むという理由のみによって、当該特許出願を拒

絶することを禁止することにより、コンピュータ・プログラムを含む発明が特許の対象となりうる旨を明確化。

(イ) 特許審査における拒絶理由の通知と合理的期間内に意見を提出する機会の確保(第105条第2項)

特許出願を拒絶すべき旨の決定をしようとする場合には、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知するとともに、合理的な期間内に当該拒絶の理由に対する意見を提出する機会を付与することを規定。

(ウ) 特許権者が特許請求の範囲の訂正を求める機会の確保(第105条第3項)

特許権者が、特許請求の範囲の限縮を目的として、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、訂正の請求を当局に提出することが可能。

(エ) 広く認識されている商標の保護(第106条第1項)

商標が (i) 「他方の締約国において広く認識されている場合」、又は、(ii) 「双方の締約国において広く認識されている場合」のいずれか又は双方の場合に、締約国は当該商標が広く認識されている商標であるとして、一定の要件の下で当該商標と同一又は類似の商標の登録を禁止。

なお、本規定は、上記 (i) 又は (ii) の何れかを各締約国が選択可能な余地を残しており、「他方の締約国でのみ」周知な商標に対して、商標の登録を禁止することを義務付ける規定とはなっていない。ただし、インドの最高裁判例⁴において、インド国外で周知な商標につき、「国境を越える名声(cross-border-reputation)」に基づき保護されるという法理が認められており、仮に我が国でのみ周

知な商標が第三者によりインドで無断登録された場合でも、救済の可能性はある。

(オ) 商標の早期審査(第106条第2項)

商標の出願人が当局に対し、他の出願に優先して審査することの要請を提出することができ、当局は当該要請を考慮して、他の出願に優先して審査するよう努める旨規定。

<伝統的知識電子図書館>

インドには、「アーユルベータ」と呼ばれる5000年の歴史を持つ伝統的医学をはじめとする伝統的知識が存在する。例えば、インドでは、古来よりターメリック(ウコン)を炎症治療に用い、ニーム(インドセンダン)の油を絞って殺虫剤として使用してきた。ところが、1980年代以降、これら伝統的知識を利用した発明が欧米で特許され、ニームに関しては、その欧州特許を取得したアメリカ大手化学会社 W.R.Grace がインドのニーム製品製造業者にその技術の買い上げを迫るに到った。これら一連の出来事を発端に、途上国を中心に遺伝資源や伝統的知識等に対する意識が高まり、現在では、WTO や WIPO などの場で、遺伝資源の出所やその利益配分の開示をはじめとする様々な論点について、多数国間での議論が行われている。

こうした国際的な議論に加え、インドでは、自国の伝統的知識を証拠に本来拒絶されるべき発明が、誤って特許されることを防ぐため、伝統的知識電子図書館(TKDL: Traditional Knowledge Digital Library)を作成し、インターネットを通じて、複数の知的財産庁に提供している。本電子図書館は、科学技術省科学工業研究委員会(CSIR: Council of Scientific and Industrial Research, Ministry of Science and Technology)と保健家族福祉省 AYUSH 局(Department of AYUSH⁵, Ministry of Health and

Family Welfare) との共同プロジェクトにより 2001 年から開発されたものであり、アーユルベダ、ウナニ、シダッハ、ヨガといったインドの医薬を中心とする伝統的知識について、サンスクリット語、ウルドゥ語、アラビア語、ペルシア語、タミル語などで記載された公知文献を、日本語、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語に翻訳し、データベース化したものである。現時点で、約 23.7 万件のデータが蓄積され、国際特許分類 (IPC) に類似した約 25000 のサブグループを有する TKRC (Traditional Knowledge Resource Classification) という分類による検索も可能となっている。

本電子図書館のデータには、医薬の成分や分量、その製造方法、服用方法、効能など、インドで古来より受け継がれてきた伝統的知識が登録されており、特許審査官が先行技術調査に活用することができる。また、原典であるサンスクリット語などで記載された公知文献も確認することができる構成となっている。

本サービス提供開始後、これまでに、欧州特許庁、インド特許意匠商標総局、ドイツ特許商標庁、米国特許商標庁、イギリス知的財産庁、カナダ知的財産庁、IP オーストラリアがデータベースへのアクセスに関する契約を結んでいた。もとより、日本特許庁は、WTO や WIPO などの議論の場において、伝統的知識の知的財産分野における保護は、伝統的知識に基づき本来拒絶されるべき発明が誤って特許付与されないようにすることであり、そのためには、データベースの充実が必要であると訴えてきた。このような経緯もあり、本年 4 月 20 日、本電子図書館を先行技術調査の対象とすべく、科学工業研究委員会と契約を締結するに到った。

インドのこのような動きをアンチパテントと呼ぶか、自国の知的創造物を積極的に保護している

と呼ぶかは別にして、インドが、自国の利益を確保するために、知財分野において種々の政策を採用しているということを強く認識する必要がある。

4. 残された課題とその対応

以上のように、日本政府、インド政府ともに、それぞれの立場から知的財産権をとらえ、その保護強化に努めているものの、我が方から見れば、依然インドには、途上国特有の問題点があることもまた事実である。そこで、ここでは、インド政府の抱える問題点とそれに対する具体的な取組を紹介することで、インドの知財保護の現状について、さらに理解を深めていただきたいと思います。

世界各国の知的財産保護の現状を分析したものとしては、米国の USTR が作成するスペシャル 301 条報告書がよく知られている。同報告書において、インドは、1995 年以降、中国やロシア等と並び、知的財産保護に問題があるとして、常に優先監視国に挙げられている。同報告書は、米国の立場から論じるものであり、我が国はこれに必ずしも完全に与するものではないが、その内容を確認することには価値がある。2011 年の同報告書では、インドに対し、知的財産侵害関連の裁判に抑止力が無いことや、特許審査の滞貨、物質特許に関する不明確な特許審査基準、偽医薬品をはじめとする模倣品・海賊版問題などが問題点として指摘されており、これらは我が方の認識と共通する。これら指摘に対して、インド政府としても手をこまねいているわけではなく、種々の改善に取り組んでいる。以下では、こういった問題に対するインド政府の最近の取組を紹介したい。

<知的財産に関する訴訟>

前述の通り、インドでは裁判に非常に時間が掛

かるなど、訴訟に関し、多くの問題が指摘されている。スペシャル 301 条報告書においても、これまで、特に、訴訟の迅速化と抑止力のある判決の 2 点が求められてきた。一方、本年 5 月 2 日に公表された 2011 年の同報告書においては、指摘事項の多くが 2010 年版を踏襲しているのに対し、裁判の迅速化については、指摘事項から削除されるという重要な変化が見られている。

この点について、2009 年 8 月にマンモハン・シン首相が訴訟の遅延を「惨劇 (scourge)」であるとして改善を求め⁶、その後、2009 年 10 月に最高裁判所長、法務大臣の連名で「Vision Statement⁷」が作成された。その中で、2009 年に平均で 15 年掛かっていた裁判期間（提訴から控訴等も含めて最終的に結審するまで）を、2011 年末までに 3 年とする計画が示され、裁判官をはじめとする職員の増員や電子化の推進などの具体的な対策を掲げ、裁判期間の短縮化に精力的に取り組んでいる。

裁判期間を 2011 年末までに 3 年とするという計画については、2011 年 5 月 10 日にこの期限を後ろ倒しすることが発表されており、インドにおける裁判の遅延問題が解決したわけではないが、着実に前進しているという認識を持って最新状況の把握に努めることが必要であろう。

その上で、知財訴訟に関していえば、近年、判例により様々な裁判所命令が認められており、原告が先制措置をとることで裁判を有利に展開することが可能となる。仮処分申請は、訴訟の提起と同時に審理のために直ちに上げられ、裁判所は、原告が裁判所に提出した資料及び第 1 回審理において陳述された意見に基づき、求められている救済の認容について決定することが多い。さらに、所定の要件を満たせば、一方的命令を得ることもできる。一方的命令とは、相手方/被告に通知を発することなく、裁判所から下される命令を

言う。この命令は、即時の禁止命令を発しなければ金銭的条件では賠償できない回復不能の損害が生じると、裁判所が是認した場合、裁判所の裁量にて言い渡すことができる。

一方的命令としては、一方的仮差止命令、事前通知なく侵害品や証拠の調査や押収を認めるアントン・ピラー命令、被告の銀行口座の凍結を可能にするマレーバ差止命令、被告が不特定多数いる場合に、被告を特定せずに差止めを可能にするジョン・ドウ命令などがある。詳細については、特許庁委託事業「模倣対策マニュアル インド編」、「産業財産権侵害対策概要ミニガイド」などを参照されたい。

インドでは既に年間 500 件前後の知財関連訴訟が提起されており⁸、日本企業が自社の権利保護のために訴訟を活用する機会は今後増加することが予想される。「インドでの訴訟は 100 年掛かる」という誤った先入観を捨て、日々変化するインドの訴訟の現状について、関心を持って情報収集にあたっていただければ幸いである。

＜特許審査の滞貨＞

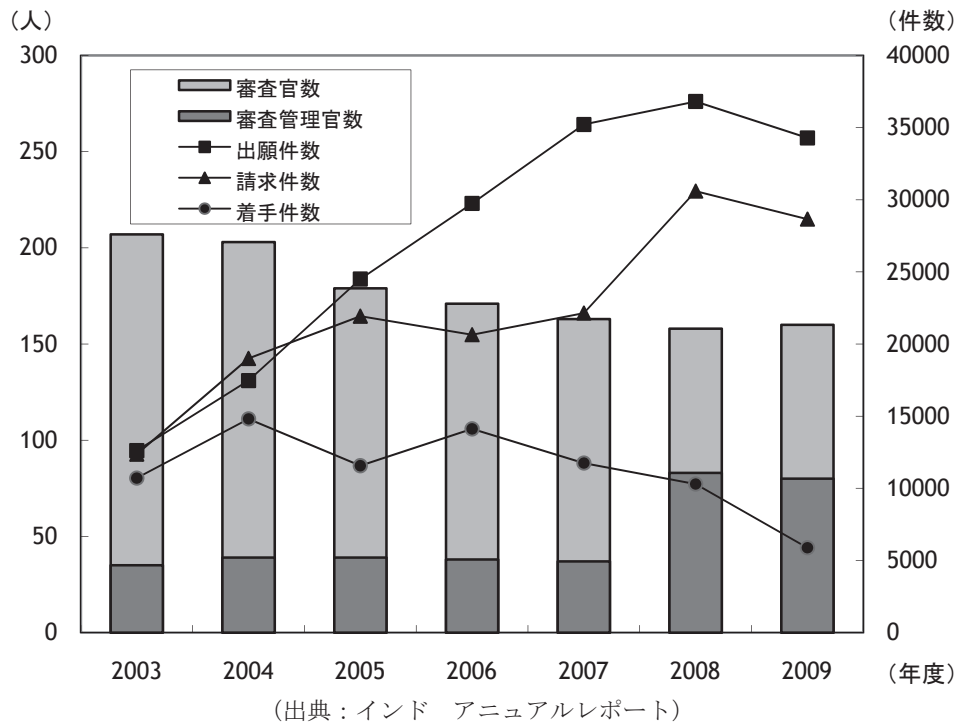
インドでは近年特許出願件数が急増し、審査対象案件が急増する一方で、審査着手件数は伸び悩み、相当程度の審査待ちの出願、すなわち滞貨が生じていると推察される。次頁図 5 は、2003 年に審査請求制度を採用して以降の特許出願件数、審査請求件数、審査着手件数を示したものである。審査請求が非常に高い割合でなされている（2003-2009 年度の審査請求件数/出願件数の単純計算で 82%）一方、着手件数は、審査請求件数の約半数にとどまり、近年は、減少傾向にさえある。

これには、種々の原因が考えられるが、一番の理由として、実体審査を担当する審査管理官・審査官数の不足が挙げられる。本問題に対し、イン

ドでは、2011年に、257名の審査官を新たに採用し、滞貨対策にあたらうとしている。これにより、審査管理官・審査官数は、従来の160人規模から420人規模に一気に増大し、特許審査の処理件数が増大することが期待される。一方で、特許審査

の質の担保のためには、十分かつ適切な研修を実施することが必要であろう。我が国としても、機会を捉えインド側の人材育成を支援していきたいと考えている。

図5：インドの特許審査管理官・審査官数と審査状況



＜不明確な特許審査基準＞

インド特許意匠商標総局は、その歴史的経緯から、特許については、4つの支局（ムンバイ・ニューデリー・チェンナイ・コルカタ）、商標については、5つの支局（ムンバイ・ニューデリー・チェンナイ・コルカタ、アフマダバード）で審査・登録業務を行っており、支局間で統一的な運用を行うことが求められている。しかしながら、インドには、新規性や進歩性など、実際の運用に関する基準がこれまで設けられていなかった。2010年10月に共著者がインドを訪れ、インドの審査管理官・審査官と審査官協議を行った際にも、進歩性

の判断については統一的な運用が無く、各審査管理官・審査官が、各国の進歩性判断手法をいろいろ参考に使っている、という発言があった。

これに対し、2011年3月に、パブリックコメントを経て特許・意匠についての運用・実務マニュアル(Manual of Patent Office Practice and Procedure)が策定、公表され、一定程度の予見可能性が担保されることとなった。なお、商標については、2008年に第1ドラフトが公表されているものの、現時点で策定版は公表されていない。

ここで、運用・実務マニュアルの内容について簡単に触れたい。特許についてのマニュアルは、

21章からなっており、電子出願や分割出願などの手続の他、強制実施権等についても記載された包括的な内容となっている。その中で、第8章では審査について、新規性・進歩性・産業上の利用可能性や、明細書開示要件、単一性、非特許事由の判断基準などが記載されている。特にインドでは、特許法第3条に、インド特有の非特許事由が規定されており、医薬品関係やコンピュータ・プログラム関係の発明に対する特許保護可能性について、その運用が不透明であったが、これらに対しても、今回の運用・実務マニュアルの公表により、一定の判断基準が示されている。

また、意匠についても、全16章の運用・実務マニュアルが策定され、その第4章において、新規性や独創性の判断基準などが示されている。

手続上の透明性や予見性を確保する上で、こうしたマニュアルの公表は有効であり、重要な一步と言える。今後は、これら運用・実務マニュアルに基づいた審査が行われているかを、我が国特許庁のみならず、産業界も含めて注視していく必要がある。

＜模倣品・海賊版対策＞

アジア地域における模倣品・海賊版対策は、中国からの模倣品・海賊版の各国市場への流入対策、すなわち水際対策が中心であり、そのことは、インドにおいても例外ではない。特許庁の実施した2010年度模倣品被害調査報告書によれば、インド国内で模倣品販売の被害を受けたと回答した会社の内、約8割の会社はその模倣品の製造国が中国であるとしている。

そこで、インドの水際対策の体制についてみたい。インドでは、関税法第156条に基づき、2007年知的財産権（輸入品）施行規則が2007年5月に告示され、特許・意匠・商標・著作権・地理

的表示の侵害疑義物品の輸入に対し、通関差止めを行うことができ、TRIPS協定で義務づけられた水準を上回る保護を与えている。そして、侵害疑義物品の通関差止めにあたっては、対象の知的財産権の登録が求められるが、ICEGATE（Indian Customs EDI Gateway）、あるいはARTS（Automated Recordation & Targeting System）と呼ばれる、税関登録システムが導入され、インターネット⁹上でほぼ全ての手続ができるようになっている。本登録制度については、以前は、通関差止めの度に侵害疑義物品の発見された税関に対し、3日以内に差止品の25%の担保を納める必要があるなど、使い勝手の悪いものであった。本年の3月から、ユーザーの意見を踏まえ、一つの口座に担保を納めておくことで、どの税関にも利用でき、複数の権利を登録している場合でも一つの口座で対応できる制度に、改められている¹⁰。なお、インド当局の担当局長によれば、日本企業の利用は活発とは言えないが、欧米企業は積極的にこのシステムを活用しているとのことである。

本制度による差止め実績については、公表データがなく不明であるが、インド政府が模倣品・海賊版の輸入に対し、ユーザーの意見を取り入れる形で前向きに対応していることは明らかであり、インドで模倣品・海賊版対策を検討する際に考慮していただければ幸いである。

5. 終わりに

以上述べてきたとおり、インドでは近年特許出願件数が急増し、インド政府としても、国際社会の動向を見極めつつ、自国の利益に適う形で、制度や運用の整備など知財保護の強化に自ら取り組んでいる。さらに、インド国内の発明意欲も旺盛であり、例えば、前掲の伝統的知識電子図書館（TKDL）を開発・運営している科学工業研究委員

会（CSIR）自身，特許出願にも余念がなく，日本のグローバル企業を凌ぐ件数の特許出願を行っていることを忘れてはならない。我が国特許庁としては，インドにおいて適切な知財保護がなされるよう今後とも継続して取り組んでいく所存であるが，何より我が国企業にインドにおけるこうした積極的な知的財産権制度の活用のご理解いただきたい。換言すれば，我が国企業がインドでの知財活動の重要性に気づいた時には，既に欧米，そしてインド自身が知財ポートフォリオを構築しているという事態を避けるためにも，産業界からも，今後のビジネス展開におけるインドの位置づけとそれに果たす知的財産の役割の重要性を勘案の上，適切な海外知財戦略の構築を図っていただければ幸いである。

なお，こうした思いは，インドに限らず，ASEAN 諸国やブラジル，ロシアなどの新興国にも共通する。我が国企業の多くに共通することは，グローバルな市場化の動きに比し，特許出願等の知的財産活動が常に欧米企業の後塵を拝していることである。新興国において，知的財産が尊重されその制度が強化される中，特許権で最低限保証される20年の独占期間を見越しつつ，グローバルな市場の動向を踏まえ，積極的な知財戦略が構築されることを切に願っている。インドは，その試金石となるであろう。

注)

- ¹ The West and the Rest in the World Economy: 1000-2030
- ² OECD DEVELOPMENT CENTRE (Working Paper No.285) 2010
- ³ 「インド進出企業は672社，5年間で2.7倍」2011年2月28日 帝国データバンク調べ
- ⁴ N.R. Dongre and Ors. v. Whirlpool Corporation and Anr., 1996 5SCC 714 (30.08.1996)
- ⁵ AYUSH とは，Ayurveda, Yoga & Naturopathy, Unani, Siddha, Homeopathy の略
- ⁶ 「Prime Minister's speech at the Joint Conference of Chief

Ministers and Chief Justices」<http://www.pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=51878>

⁷ 「Vision Statement」<http://lawmin.nic.in/doj/justice/vision.pdf>

⁸ AIPPI セミナーインドにおける特許訴訟について平成23年6月27日

⁹ <http://ipr.icegate.gov.in/IPR/index.jsp?>

¹⁰ Circular No. 10/2011- Customs